

# 岩手県フライングディスク規約

## 第1章 総則

第1条 当協会は「岩手県フライングディスク協会」(IWFDA)と称し事務局を北上市川岸 1-3-37 201号 木野 渉宅に置く。

第2条 当協会は岩手県に在住するフライングディスク競技の統一組織であり、日本フライングディスク協会(以下 JFDA と略す)の下部組織としてフライングディスク競技の普及、及び振興を図り、健全で豊かな県民スポーツの発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

第3条 当協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 県民への普及活動
- 2 講習会の開催及び指導者の養成
- 3 フライングディスク愛好者組織の育成強化及び支援
- 4 大会及びその他の競技会の開催、及び後援
- 5 JFDA 事業の後援活動
- 6 その他、当協会の目的達成に必要な事業

## 第3章 協会会員

第4条 協会会員は第2条の目的に賛同し、会費を納入する次の者をもって当協会会員とする。

- 1 会員(当協会に入会した個人)
- 2 登録会員(日本協会に入会した個人)
- 3 賛助会員(当協会の趣旨に賛同し、賛助年会費を納入した個人および法人)

第5条 会員にして、会費の納入を怠った者、当協会の名誉を棄損した者は、会員としての資格を停止されることがある。

第6条 会員、登録会員は総会に出席する義務がある。

## 第4章 役員

第7条 当協会は、会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事長1名、理事若干名及び監事2名とする。

(2)当協会に、名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

- 1 会長は、総会にはかり決定される。
- 2 他役員は会長が選任し、総会の決議を経て選出する。

第9条 役員は理事会において会務重要事項を審議決議する。

第 10 条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された場合の任期は前任者または現在者の残任期間とする。

## 第5章 会議

第 11 条 会議は必要により会長が招集する。

第 12 条 総会は毎年1回以上会長が招集する。ただし、会員、登録会員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。

第 13 条 理事会は、以下の事項について、審議し、決定する。

- 1 第4条の事業の事業計画案及び予算案
- 2 前項の他、総会で議決すべき事項
- 3 各大会の運営に関する事
- 4 規約改正議案
- 5 第5条に係る事項

第 14 条 理事会及び総会の議事は出席者の過半数をもって決定される。また、議会は会員、登録会員数の過半数以上の出席、もしくはその意思表示をもって成立する。

## 第6章 会計

第 15 条 当協会の経費は、会費、事業収入、寄付金、補助金等をもってこれに充てる。

第 16 条 当協会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第 17 条 会員の登録料及び入会金は総会で決定する。

### 付 則

1. 本会則改定は、理事会において審議され、総会において出席者の3分の2以上の賛成により決議される。
2. この会則に定めないことについては、JFDA 規約に準ずることとする。
3. 本会則は 2001 年 11 月 25 日から施行する。

### 付 則

1. 本会則は 2007 年 4 月 1 日から施行する。

(付記)会員の入会金は 1,000 円とし、年会費は一般 2,000 円、18 歳以下 1,000 円とする。

(付記)賛助会員の入会金は 1,000 円とし、年会費は団体 10,000 円、個人 5,000 円とする。